

自治会除雪活動支援事業について

(1) 除雪機購入支援事業

道路管理者による除雪が行われない生活道路の除雪を行うために自治会が購入する除雪機の購入費用の一部を助成します。

補助率：1/2 ※補助金上限額250,000円

- ◆ 事前申請が必要。概算払い可。
- ◆ 1自治会につき1台まで。

※申請期限：平成31年2月末



(2) 除雪経費支援事業

自治会が実際に行った（業者等へ委託する場合を含む）除雪作業の直接経費の一部を助成します。

補助率：1/2 ※補助金上限額は除雪距離100メートルあたり1,000円

- ◆ 対象道路：道路管理者による除雪が行われない道路。（除雪が行われる道路の未除雪歩道部分は対象。）
- ◆ 除雪作業幅：0.5m以上
- ◆ 他の補助金を利用していないこと。（【参考】鳥取県河川・道路ボランティア促進事業など）

(経費例)

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> • 除雪作業用機械の燃料費 • 除雪作業を委託した場合の除雪委託費 	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会員を対象に支払われる労務費、謝礼 • 飲食に係る経費 • 除雪作業用具の購入経費 • 除雪機の修理費・点検費用

問合せ：総務課情報防災室(TEL37-3111)